

第二百七十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、九〇〇」を「三三、八〇〇」に、「六六三、〇〇〇」を「六八〇、〇〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一、三〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二四、六〇〇」に、「四八三、〇〇〇」を「四九六、〇〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、四〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、七〇〇」に、「四五〇、〇〇〇」を「四六二、〇〇〇」に、「七、四〇〇」を「七、六〇〇」に改める。

別表三中「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「三五六、〇〇〇円」を「三六五、〇〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例別表一の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。